

証券コード 7047
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
ポ ー ト 株 式 会 社
代表取締役社長CEO 春日 博文

第12期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は、格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.theport.jp/ir/ir-meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



銘柄名(会社名)又は証券コード7047を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」の順に選択の上、株主
総会招集通知／株主総会資料ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、
2023年6月22日(木曜日)午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午後1時
 2. 場 所 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
新宿区立新宿文化センター 小ホール
 3. 目的事項
- 報告事項**
1. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

以上

-
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会において、お土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
-

<株主総会オンライン配信のご案内>

- ◎本総会の模様は、Zoomウェビナーを通じてオンライン配信いたします。
- ◎本総会でのオンライン配信においては会社法上、株主総会への出席とは認められず、ご視聴のみ可能となります。そのため、オンライン視聴を通して、議決権行使、ご質問や動議を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生した際は「Zoomサポート」(<https://support.zoom.us/hc/ja>)より動作環境のご確認をお願い申し上げます。また、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。
- ◎オンライン配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮した上で、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。
- ◎今後の状況により、オンライン配信ができなくなる可能性があります。配信の状況等につきましては、当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

<「株主様との対話の会」のオンライン実施>

- ◎本総会終了後に引き続き、Zoomウェビナーを通して「株主様との対話の会」を実施させていただきます。
- ◎「株主様との対話の会」におきましては、事前にメールにてご質問を受付させていただきます。また、当日Q&A機能を用いてご質問をお寄せいただくことも可能となっております。なお、お時間の都合上、全てのご質問にお答えすることができない可能性がありますこと、あらかじめご了承ください。

<お申し込み方法>

方	法	メールにて以下の内容をご記載の上、ご連絡ください。 受付手続完了後に、ご登録用のURLを別途ご案内申し上げます。
メール記載内容		・株主名 ・株主番号 ・参加希望イベント 株主総会オンライン配信：参加 / 不参加 株主様との対話の会：参加 / 不参加 ・(任意)「株主様との対話の会」ご質問等
メールアドレス		sokai@theport.jp
締	切	2023年6月22日(木曜日)午後6時30分

<議決権行使についてのご案内>

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後6時30分必着でご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

下記事項をご確認の上、2023年6月22日（木曜日）午後6時30分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年6月22日（木曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、社会経済活動を維持しながら新型コロナウイルス感染症拡大を防止する新たな局面に入り、本格的な経済活動の再開に向け動きはじまりました。しかしながら、旅行や観光・飲食等コロナ禍で大打撃を受けた産業の回復の兆しが見えている一方で、ウクライナ情勢の緊迫化やそれに伴う原油などの資源価格の高騰などもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主要市場である新卒採用支援市場においては、企業の新卒・若手人材に対する採用意欲の回復や採用活動の早期化・長期化により2023年度の市場規模は1,401億円（前期比106.8%※矢野経済研究所「新卒採用支援市場の現状と展望2023年度版」）と、2020年のコロナ禍と比較し回復に転じております。また、今後においても、採用競争の激化に加えて、リスキリングの活用や成長産業への人材の流動化が加速化し、企業における若手人材の需要の高まりにより新卒及び若年層採用支援サービスは拡大基調であると推測しております。

このような環境の中、当社グループにおいては、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、社会課題に対して、テクノロジー×リアルで解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。

人材支援サービスでは、国内最大級の就活ノウハウ情報プロダクト「キャリアパーク！」や、国内最大級就活生向け企業口コミ情報プロダクト「就活会議」を運営しており、新卒層の75%以上が会員となっております。

販促支援サービスでは、エネルギー領域、カードローン領域、リフォーム領域に展開し、企業における販促活動支援サービスを提供しており、2022年3月期第4四半期に株式会社INEの連結子会社化を通じたエネルギー市場への参入や各市場におけるパートナー企業との業務提携等を積極的に行っております。

各サービスにおいて2023年3月期では以下の取り組みを進めてまいりました。

人材支援サービスでは、求人全体の数は2023年3月期においては未だ回復しきっていないものの、採用継続中の企業の求人ニーズが底堅く、採用競争が激化している中で、インバウンド回復等、外部環境が良好な状況において、新卒層の約75%となる会員数を基盤にアライアンス、人材紹介とも前年同期比、計画比で好調な推移となり、大幅な増収増益を達成しております。

販促支援サービスでは、中心となるエネルギー領域においては電力事業者の新規顧客獲得余力は低下傾向にあるものの、ユーザーの電力見直しニーズの高まりがある中で、成約率を高い水準で維持し、ガス等のクロスセル強化の効果も出ており、前年同水準で見込んでいた電力成約件数が前年同期を上回る推移となっております。

こうした施策の成果もあり、人材支援サービスが好調な推移で業績を牽引し、また厳しい外部環境においても販促支援サービスにおけるエネルギー領域が善戦していることで、売上収益11,364百万円（前年同期比62.5%増）、営業利益1,699百万円（前年同期比183.3%増）、税引前当期利益1,658百万円（前年同期比193.7%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益1,074百万円（前年同期比223.3%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を「インターネットメディア事業」から「成約支援事業」に変更しております。また、「就職領域」を「人材支援サービス」に、「エネルギー領域」、「ファイナンス領域」、及び「リフォーム領域」を「販促支援サービス」に変更しております。

当社グループの事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ① 株式の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- ② 新株予約権の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

(特に優先度の高い対処すべき事業上及び財務上の課題)

① 認知度の向上とユーザー数の拡大

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また既存プロダクトにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

② M&Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資効果はもちろん、対象事業等の将来性や当社グループが展開する成約支援事業とのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上に繋がるよう進めてまいります。

(その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

① 継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業の開発が重要であると考えております。

当社グループは、就職系プロダクト「キャリアパーク！」で構築したビジネスモデルを水平展開及び垂直展開させることで、事業を拡大してまいりました。今後も中長期の競争力確保に繋がる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、継続的に新規事業の開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

② ユーザーのアクセスログの蓄積、解析体制の強化

当社グループは、多くのユーザーのアクセスログを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのアクセスログに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層アクセスログを独自に解析する体制を強化してまいります。

③ 優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社グループのサービスの充実や拡大をするためのエンジニア等の専門職、サービスの販売を担当する営業人員の採用を適時行ってまいります。また、当社グループの経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査等委員会による組織監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層の内部統制の強化に努めてまいります。

⑤ システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社グループの展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となります。当社グループは、これら対策の重要性を認識した上で、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑥ 技術革新や事業環境の変化への対応

当社グループの事業領域であるインターネット関連市場は、技術革新のスピードが速く、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードが速い環境となっております。

当社グループは、このような変化に対しても迅速に対応し、各プロダクトの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

これらの対応を進める中では、就職、エネルギー、カードローン、リフォームという人の生活にとってなくてはならない領域における多くのユーザー、多くのアクセスログを有することとなるため、解析をはじめとした技術革新を続けることは当社グループにとって必要不可欠であると考えます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

日本基準

区 分	期 別	2020年度 第10期
売 上 高 (百万円)		4,704
経 常 損 失 (△) (百万円)		△62
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)		△52
1株当たり当期純損失 (△) (円)		△4.70
総 資 産 (百万円)		6,378
純 資 産 (百万円)		2,078

- (注) 1. 第10期(2021年3月期)より連結計算書類を作成しているため、第9期(2020年3月期)については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

I F R S

区 分	期 別	2020年度 第10期	2021年度 第11期	2022年度 第12期
売 上 収 益 (百万円)		4,689	6,994	11,364
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)		160	332	1,074
基本的1株当たり当期利益 (円)		14.31	29.03	96.57
資 産 合 計 (百万円)		6,755	10,322	11,435
資 本 合 計 (百万円)		2,022	2,986	4,019

- (注) 第11期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第10期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	2019年度 第9期	2020年度 第10期	2021年度 第11期	2022年度 第12期
売 上 高	(百万円)	4,103	3,921	4,906	6,644
経 常 利 益	(百万円)	708	211	91	934
当 期 純 利 益	(百万円)	382	211	45	569
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	33.92	18.91	3.97	51.15
総 資 産	(百万円)	3,962	6,340	8,210	8,810
純 資 産	(百万円)	2,116	2,343	2,639	3,081

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 第11期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を適用しており、第11期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
就活会議株式会社	29百万円	100%	成約支援事業 (人材支援サービス)
株式会社ドアーズ	100百万円	100%	成約支援事業 (販促支援サービス)
株式会社INE	50百万円	50.91%	成約支援事業 (販促支援サービス)
フローレス株式会社	9百万円	100%	成約支援事業 (人材支援サービス)

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
成約支援事業	(1) 人材支援サービス (2) 販促支援サービス

- (注) 当連結会計年度より、報告セグメントの名称を「インターネットメディア事業」から「成約支援事業」に変更しております。また、「就職領域」を「人材支援サービス」に、「エネルギー領域」、「ファイナンス領域」、及び「リフォーム領域」を「販促支援サービス」に変更しております。

(9) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区
新宿サテライトオフィス	東京都新宿区
日南サテライトオフィス	宮崎県日南市

② 子会社

名称	所在地
株式会社INE	東京都豊島区

(10) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
375名	64名

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（アルバイト社員）の102名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

(単位:百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,890
株式会社みずほ銀行	697
株式会社りそな銀行	450

(注) 株式会社りそな銀行の借入金残高は社債（私募債）の未償還額を含んでおります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 42,908,600株
- (2) 発行済株式の総数 12,130,220株 (自己株式数1,002,159株を含む)
- (3) 株主数 4,676名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
春日 博文	4,066	36.54
丸山 侑佑	391	3.52
セントラル短資株式会社	369	3.32
新沼 吾史	303	2.73
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	297	2.67
株式会社チェンジ	269	2.42
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	268	2.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	236	2.12
西村 裕二	234	2.11
株式会社SBI証券	217	1.95

(注) 当社は、自己株式を1,002千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
第5-②回新株予約権

発行決議日	2018年3月13日		
新株予約権の数	15,466個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 154,660株 (新株予約権1個につき10株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり2,300円 (1株当たり230円)		
権利行使期間	2020年3月14日から 2028年3月13日まで		
行使の条件	(注) 1		
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数	15,466個
		目的となる株式数	154,660株
		保有者数	2人
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0人
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0人

(注) 1. 行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下（i）から（ii）までの期間ごとに、以下（i）から（ii）に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - (i) 株式公開の日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して2年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使することができる。
 - (ii) 権利行使開始日から起算して3年を経過した日からは、割当数の全てを行使することができる。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の1個を分割して行使することはできないものとする。
2. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価値」が調整されております。

第6回新株予約権

発行決議日	2019年8月9日		
新株予約権の数	5,800個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 580,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり700円 (1株当たり7円)		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり93,800円 (1株当たり938円)		
権利行使期間	2022年7月1日から 2024年8月25日まで		
行使の条件	(注)		
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数	5,780個
		目的となる株式数	578,000株
		保有者数	2人
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0人
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	20個
		目的となる株式数	2,000株
		保有者数	1人

(注) 行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の売上高が60億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から2021年3月31日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。2021年4月1日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第7回新株予約権

発行決議日	2021年1月26日		
新株予約権の数	1,128個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 112,800株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり62,500円 (1株当たり625円)		
権利行使期間	2023年5月15日から 2024年5月14日まで		
行使の条件	(注)		
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数	1,080個
		目的となる株式数	108,000株
		保有者数	2人
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0人
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	48個
		目的となる株式数	4,800株
		保有者数	1人

(注) 行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（i）乃至（iii）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（i）2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。

（ii）2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

（iii）割当日から満期日までの期間のいずれかの時点において、当社の時価総額が、600億円を上回っている場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

また当該時価総額は、次式によって算出される。

「時価総額」＝（当社の発行済普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	春日博文	CEO 株式会社ドアーズ 代表取締役 就活会議株式会社 代表取締役 株式会社INE 取締役 一般社団法人テレメディーズ 理事
取締役副社長	丸山侑佑	CGO 株式会社ドアーズ 取締役 就活会議株式会社 取締役
取締役(社外) 監査等委員	馬淵邦美	株式会社マクアケ 社外取締役
取締役(社外) 監査等委員	富岡大悟	株式会社SUPER STUDIO 社外取締役 株式会社揚羽 社外監査役 GRASグループ株式会社 非常勤監査役 DORIRU株式会社 社外監査役 株式会社HITOSUKE 社外取締役
取締役(社外) 監査等委員	大森愛久美 (伊田愛久美)	株式会社メルカリ Governance team 法律事務所ZeLo・外国法共同事業 株式会社HITOSUKE 社外監査役

- (注) 1. 取締役馬淵邦美氏、富岡大悟氏及び大森愛久美（伊田愛久美）氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員富岡大悟氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員大森愛久美（伊田愛久美）氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 取締役馬淵邦美氏、取締役富岡大悟氏及び取締役大森愛久美（伊田愛久美）氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定める独立役員であります。

- (2) 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険の概要等

当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

② 決定方針の内容の概要

(a)基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように報酬額を決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬を支給するものとしております。

(b)基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(c)金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の金額の決定に関する方針

取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会に原案を諮問して得た答申に従い、取締役会において決定しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会において、年額500,000千円以内(うち社外取締役分は年額80,000千円以内)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は2名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	42 (0)	42 (0)	—	—	3 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	6 (6)	6 (6)	—	—	3 (3)
監査役 (うち社外監査役)	1 (1)	1 (1)	—	—	3 (3)
合計	50	50	—	—	9

(注) 1. 上記の取締役(監査等委員を除く)の支給人数には、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任し、取締役(監査等委員)に就任した取締役1名を含んでおります。

2. 当社は、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

- ⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い報酬原案を作成し、その後過半数が独立社外取締役で構成された取締役会において原案を審議し、決定しております。よって当該方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	馬 淵 邦 美	当事業年度開催の取締役会17回中17回に出席しております。主に複数の事業会社における経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づく経営全般に対する監督や意見陳述を期待しており、取締役会において当該視点からの活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。 また、当事業年度開催の監査等委員会には10回中9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	富 岡 大 悟	社外取締役就任後開催の取締役会14回中14回に出席し、議案審議等に対し、公認会計士としての専門的知見から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には10回中10回に出席し、監査等委員会の議長として監査結果の報告及び監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	大森 愛 久 美 (伊 田 愛 久 美)	社外取締役就任後開催の取締役会14回中14回に出席し、議案審議等に対し、弁護士としての専門的知見から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には10回中10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性、継続した相当な監査状況及び報酬の水準を評価し、適当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るため、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しております。

当社は業務の適正を確保するための体制として、2022年6月23日開催の取締役会にて、「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の改定を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を複数名選任しており、社外取締役が過半数を超える体制を整備している。
- (2) 内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための体制として内部監査室を、また、内部統制システムの強化を推進し、その運用を支援するための体制として経営陣と内部監査室で構成される内部統制委員会を配置する。
- (3) 「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に対して企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について継続して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。そのために、コンプライアンス委員会を設置し、全役職員に対する教育・指導を主導する等の委員会活動を通じて、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。
- (4) 業務執行取締役は法令または定款に関する違反が発生し、または、その恐れがある場合は遅滞なく監査等委員会に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

- (1) 取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理委員会を設置し、予想されるリスクに対してその回避、軽減及び対処方法等について適切な管理体制を整えている。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止と損失を最小限に止めるため、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置のうえ、迅速に対応する。
- (3) 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
 - (2) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。
 - (3) 取締役会の実効性と効率性を重要視し、代表取締役に限らず、適任者を議長として選任する体制を整えている。
 - (4) 取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成される指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高める。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 子会社の事業規模等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
 - (2) 各子会社には原則として取締役及び事業責任者を派遣し、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。
 - 2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループ全体のリスクについては各子会社の取締役社長および当社の管理部門が中心となりリスクを管理し、当社代表取締役社長が統括する。
 - (2) 不測の事態が発生した場合の対策責任者については、各子会社の事業規模等を考慮の上、子会社毎に取り決める。
 - 3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 各子会社には原則として取締役を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。
 - 4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 各子会社には原則として取締役又は事業責任者を派遣し、取締役会等への出席を通じて職務の執行が法令および定款に適合していることを確認する。
 - (2) 各子会社も原則として当社の内部監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認する。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査等委員会に事前の同意を得る。
 - (3) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。
7. 補助者の独立性、指示の実効性の確保に関する体制
 - (1) 監査等委員会の補助者は監査等委員会の指揮命令に従う。また補助者の身分確保を明文化する。
8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社は、監査等委員会に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
 - (2) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
 - (1) 監査等委員会は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
 - (2) 監査等委員会がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は定期的に監査等委員会と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査等委員会監査の環境整備に努める。
 - (2) 監査等委員会は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (3) 経営の透明性・公正性の向上のために、取締役会等の諮問機関として構成員の過半数を社外取締役とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 当事業年度は取締役会を17回開催しております。経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。
2. 当事業年度は監査等委員会を10回開催しております。監査等委員会を通じて監査等委員相互の情報共有を図るほか、各監査等委員は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を監査しております。また、各監査等委員は、内部監査室及び監査法人と定期的に三者ミーティングを行うなど連携を密にし、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。
3. 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務の監査、内部統制監査を実施しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

第12期事業年度につきましては、当社は成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等を当面の優先事項と捉え、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,872	流 動 負 債	3,023
現金及び現金同等物	3,872	営業債務及びその他の債務	150
営業債権及びその他の債権	1,745	社債及び借入金	1,055
その他の金融資産	46	引当金	3
その他の流動資産	208	その他の金融負債	924
非 流 動 資 産	5,562	未払法人所得税等	313
有形固定資産	316	契約負債	40
使用権資産	687	リース負債	164
のれん	3,399	返金負債	30
無形資産	607	その他の流動負債	339
その他の金融資産	438	非 流 動 負 債	4,392
繰延税金資産	111	社債及び借入金	3,647
その他の非流動資産	1	引当金	98
		リース負債	559
		繰延税金負債	87
		負 債 合 計	7,415
		(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	3,242
		資本金	944
		資本剰余金	941
		利益剰余金	2,193
		自己株式	△800
		その他の資本の構成要素	△37
		非 支 配 持 分	776
		資 本 合 計	4,019
資 産 合 計	11,435	負 債 及 び 資 本 合 計	11,435

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	11,364
売上原価	2,020
売上総利益	9,343
販売費及び一般管理費	7,613
その他の収益	64
その他の費用	95
営業利益	1,699
金融収益	11
金融費用	51
税引前当期利益	1,658
法人所得税	426
当期利益	1,232
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,074
非支配持分	157

連結持分変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	親会社の所有者に帰属する持分			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式
2022年4月1日残高	934	918	1,119	△599
当期利益	-	-	1,074	-
その他の包括利益	-	-	-	-
当期包括利益合計	-	-	1,074	-
株式報酬	-	13	-	-
新株の発行	10	10	-	-
自己株式の取得	-	-	-	△200
所有者との取引合計額	10	23	-	△200
2023年3月31日残高	944	941	2,193	△800

残高及び変動事由	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資 本 合 計
	その他の資本の構成要素		親会社の所有者に 帰属する持分合計		
	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する 資本性金融資産	その他の資本の 構成要素合計			
2022年4月1日残高	△4	△4	2,367	619	2,986
当期利益	-	-	1,074	157	1,232
その他の包括利益	△33	△33	△33	-	△33
当期包括利益合計	△33	△33	1,041	157	1,198
株式報酬	-	-	13	-	13
新株の発行	-	-	20	-	20
自己株式の取得	-	-	△200	-	△200
所有者との取引合計額	-	-	△166	-	△166
2023年3月31日残高	△37	△37	3,242	776	4,019

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	6社
主要な連結子会社の名称	株式会社ドアーズ 就活会議株式会社 株式会社INE フローレス株式会社

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社はありません。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

主要な連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 企業結合

取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。

取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、のれんとして認識しております。反対に下回る場合には、差額を純損益として認識しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が生じた連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。測定期間中、取得日時点で存在し、それを知っていたならば取得日時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況について入手した新しい情報を反映するために、取得日時点で認識した暫定的な金額を遡及修正しております。測定期間は1年を超えない期間であります。

仲介手数料、助言、法律、会計、評価、その他の専門家又はコンサルティングの報酬等の取得関連コストは、発生してサービスが提供された期間に費用として処理しております。

(2) 資産及び負債の評価基準及び評価方法

金融商品

① 金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益で認識しております。

金融資産は、以下の要件をとともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした資本性金融資産につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益として当期の純損益に認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

(d) 減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を認識しております。

② 金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者になった時点で当該金融商品を認識しております。

全ての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。

(ii) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、実効金利法による償却原価により測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定については、原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト及び資産の原状回復費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分時又は継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産の認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、処分対価と帳簿価額との差額として算定され、純損益として認識しております。

のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「5. 会計方針に関する事項(1)企業結合」に記載しております。

のれんは、当初認識時においては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、各連結会計年度における一定時期及び減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を認識しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

無形資産

無形資産については、原価モデルを採用し、無形資産を取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 5年
- ・商標権 12年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) リース

借手としてのリース取引について、リース開始日に、リース負債を未払リース料の現在価値で、使用权資産をリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を加えた額で測定しております。

使用权資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却しております。リース料は、利息法に基づき、金利費用とリース負債の返済額とに配分しております。金利費用は連結損益計算書上、使用权資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(5) 非金融資産の減損

当社グループの非金融資産については、各報告期間の末日現在ごとに資産が減損している可能性を示す兆候の有無を検討しております。そのような減損の兆候のいずれかが存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれんについては、各連結会計年度における一定時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、回収可能価額を見積もっております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い金額とされます。使用価値の算定においては、将来キャッシュ・フローの見積りは、貨幣の時間価値及び当該資産固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引きします。

個別資産の回収可能価額の見積りが可能でない場合は、当該資産を含み、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループである資金生成単位について、回収可能価額を見積もります。のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待される資金生成単位に配分しております。

全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを発生させないため、全社資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は、全社資産が属する資金生成単位について回収可能価額を算定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該資金生成単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって当該資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

のれんについて認識した減損損失は戻し入れを行いません。その他の資産について過去に認識した減損損失は、連結会計年度末日において、もはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候の有無を検討しております。回収可能価額の算定に用いた見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れております。この場合には、減損損失がなかったとした場合の(償却又は減価償却控除後の)帳簿価額を超えない金額を上限として、純損益として戻し入れております。

(6) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の測定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借物件の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、計上しております。

(7) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積もることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。有給休暇については、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時点で負債として認識しております。

(8) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく金融収益を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

① 収益の分解

当社グループは、単一セグメントの成約支援事業を展開しております。顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
(a) 人材支援サービス	3,779
(b) 販促支援サービス	6,899
(c) 新規・その他	685
合計	11,364

(a) 人材支援サービス

人材支援サービスでは、主に、就職活動を中心に全ての人のキャリア選択に役立つ、国内最大級の就活ノウハウ情報サイト「キャリアパーク！」の運営等を行っております。

(i) アライアンスサービス

アライアンスサービスにおいては、契約に基づき、主として、「キャリアパーク！」等のメディアにおいて顧客の広告を掲載し、ユーザーを顧客へ送客することによって顧客が定める成果条件を達成する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが顧客への資料請求やユーザー登録、申込み等の一定の行為に至り、その成果が顧客に承認された時点で充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。

(ii) 人材紹介サービス

人材紹介サービスにおいては、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、個々の紹介者の内定承諾時点で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。なお、紹介者が契約に定める一定の期間内に内定辞退する場合には、対価の一部を顧客に返金することが定められていることから、当該返金相当額を返金負債として認識し、契約に定められた対価から返金負債を控除した金額に基づき、収益を計上しております。返金に係る負債の見積りは、過去の返金実績等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(b) 販促支援サービス

(i) エネルギー領域

エネルギー領域では、主に新電力に関するマッチングDXメディアである「エネチョイス」[引越手続き.com]の運営等を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、電力等の切替のニーズがあり、顧客の定める成果条件を満たすユーザーを送客する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーを顧客へ取り次いだ時点（顧客データベースへの登録等）で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。収益認識後はおおむね、3か月以内に支払を受けております。

なお、事後的な取次の否認等の対価の変動を含む取引契約については、契約に定められた対価から変動対価を控除した金額に基づき、収益を認識しております。事後的な否認等の変動対価の見積りは、過去の事後的な否認等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(ii) カードローン領域

カードローン領域では、主に、カードローンに関するプロの解説とみんなの口コミが集まるカードローン情報サイト「マネット」の運営等を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、マネット等のメディアにおいて顧客の広告を掲載し、ユーザーを顧客へ送客することによって顧客が定める成果条件を達成する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが顧客への申込み等の一定の行為に至り、その成果が顧客に承認された時点で充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1か月以内に支払いを受けております。

(iii) リフォーム領域

リフォーム領域では、主に、住宅の外壁塗装に関する情報を提供する「外壁塗装の窓口」の運営を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、ユーザーを顧客へ送客することによって、個々の外壁塗装に係る施工契約の成立に関するサービスの提供を負う義務を負っております。当該履行義務は、個々の外壁塗装の施工契約の成立時点で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1か月以内に支払いを受けております。なお、事後的な値引き等の対価の変動を含む取引契約については、契約に定められた対価から変動対価を控除した金額に基づき、収益を計上しております。事後的な値引き等の変動対価の見積りは、過去の事後的な値引実績等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(c) 新規・その他

新規・その他では、主に、フリーランスマッチングサービスの運営等及び新規事業開発を行っております。

当領域におけるフリーランスマッチングサービスにおいては、契約に基づき、契約期間にわたって顧客へ労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は労働力の提供に応じて充足すると判断し、契約期間におけるフリーランスの稼働実績に応じて収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。

② 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客からの契約から生じた債権	
売掛金	1,748
契約負債	40

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権のうち、売掛金は営業債権及びその他の債権に含まれております。当連結会計年度末に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は28百万円であります。契約負債は、主に人材紹介サービスにおいて顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

③ 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

④ 顧客との契約の獲得又は履行コストについて認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

(9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれん及び無形資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	3,399
無形資産	607

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは事業譲受及び子会社株式（以下、子会社株式等）の取得価額を決定するにあたり、当該事業又は子会社の経営者が作成した事業計画に基づき予測される将来キャッシュ・フローを基礎とし、ディスカウントキャッシュ・フロー法等の評価モデルを用い算定しています。また、無形資産については、企業結合日に当社グループが識別可能と判断し、被取得企業から受け入れた無形資産の公正価値を超過収益等の評価モデルを用いて算定しており、取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、のれんとして認識しております。

のれん及び無形資産の評価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率および長期成長率並びにその効果が及ぶ期間等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの不確実性に関する注記)

当社グループでは、連結計算書類作成時において顧客等の外部からの入手可能な情報に基づき、のれんの減損や金融商品の公正価値の評価等の会計上の見積りを行っております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

資産から直接控除した貸倒引当金	6百万円
有形固定資産の減価償却累計額	79百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 12,130,220株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数
普通株式 1,002,159株
3. 配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 970,430株
(注) 当連結会計年度末において権利行使期間の初日が到来していないもの及び権利が確定していないものを除いております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。事業規模の拡大と新規事業を通じた収益基盤の多様化に取り組んでおり、その資金需要は手元資金で賄うことを基本方針とし、必要に応じて資金調達を実施しております。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク、市場リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

また、当社グループは、投機的な取引は行わない方針であります。

① 信用リスク

信用リスクは、取引先の債務不履行により、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。なお、当社グループは単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

② 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク

当社グループは、運転資金確保、有形固定資産取得等のため金融機関からの借入又は社債発行を通じて資金調達を行っており、金利変動リスクに晒されております。特に金利の変動は借入コスト等に大きく影響いたします。借入金等に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入残高及び契約内容の見直しを実施しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値の測定方法

当社グループの主な金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

(i) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(ii) その他の金融資産

敷金は、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により測定しております。

上場株式は、期末日の取引所の価格によって測定しております。

非上場株式は、将来キャッシュ・フロー、将来収益性及び純資産等に基づいた適切な評価モデルにより測定しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(iii) 社債及び借入金

借入金は、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

社債は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の社債発行又は借入契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しております。

(iv) その他の金融負債

企業結合による条件付対価については、被取得企業の業績達成に応じて支払いもしくは払い戻しが発生する取引であり、対象期間における被取得企業の業績や割引率等を基に測定しております。

上記以外のその他の金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(2) 金融商品の帳簿価額及び公正価値

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、借入金を除く帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、敷金以外のその他の金融資産、営業債務及びその他の債務以外のその他の金融負債)は含めておりません。

経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致することから含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産		
敷金	148	148
償却原価で測定する金融負債		
社債及び借入金		
借入金	4,018	3,974
社債	684	687

(注) 上記の金融商品の公正価値ヒエラルキーは、全てレベル2であります。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、四半期末ごとに判断しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産					
その他の金融資産					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産					
株式	227	48	—	178	227

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	291円39銭
基本的1株当たり当期利益	96円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

(子会社の取得、第三者割当による自己株式の処分、資金の借入)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、電力・ガス事業者向けの成約支援サービス、業務支援サービスを運営する株式会社Five Line（以下「Five Line社」といいます。）の発行済株式の一部を取得（以下「本株式取得」といいます。）し子会社化すること（以下「本子会社化」といいます。）、また、Five Line社の株式取得の対価の一部とするために第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うこと、並びに資金の借入れを行うことについて決議しました。

1. 株式取得

1. 本株式取得の理由

当社は「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、社会課題に対して、テクノロジー×リアルで解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。販促支援サービスではエネルギー領域、カードローン領域、リフォーム領域に展開し、企業における販促活動支援サービスを提供しております。

当社は2022年3月期第4四半期より、INE社の子会社化を通じてエネルギー領域への参入を決定しました。同社は、WEBマーケティングによるエンドユーザー集客と、インサイドセールスによる電力・ガス成約支援サービスを運営しております。2023年3月期においては、エネルギー市場における外部環境が厳しいなかで、当社事業は善戦し、電力成約件数で年間16.7万件の規模となり、当社グループ業績拡大に大きく寄与しております。

エネルギー市場の外部環境については、依然として不透明な状況もございますが、各地域電力事業者が一般家庭料金の規制料金の値上げを2023年6月以降の予定とし、関係省庁と調整を進めていることや、資源価格高騰、為替円安状況についても前年度と比較すると一定程度の落ち着きもあり、電力事業者の新規顧客獲得スタンスの改善も見込まれてくる状況となっております。

Five Line社は大阪に本社を置き、エネルギー領域において電力・ガス事業者向けの成約支援、業務支援を行っております。Webマーケティングを通じたユーザー集客に強みを持つINE社に対し、リアル販路に強みを有しており、全国1,000以上の不動産会社等を中心とした販売パートナー戦略によってユーザー集客を行い、インサイドセールスによる電力・ガスの成約支援で成長している企業であり、電力成約件数年間約11.2万件の規模となります。

本子会社化による効果として、電力・ガス事業者への当社グループとしての成約支援総数が大幅に増加し、エネルギー領域におけるプレゼンスが高まることや、価格交渉力においても優位性が生まれることで、さらなるWebマーケティング、パートナー戦略が推進され、ユーザー集客数の増加を見込んでおります。また、Five Line社は電力のみの成約でなく、ガス等の付帯率が高いことや、各サービスにおけるストック収益も大きく積み上げており、当社グループのストック収益強化においても大きな貢献が期待できます。

当社は、本日（5月12日）開示の中期経営計画のとおり、販促支援サービスエネルギー領域を当社の主力事業として成長拡大を更に加速させ、当社グループで早期に年間50万件の電力・ガス成約件数、売上収益100億円突破を目指すべく本子会社化を決定いたしました。

上記の達成に向けて、先述のシナジー効果の発揮やオーガニック成長に加えて、ロールアップM&A戦略を主力の成長戦略とし、今後も積極的な展開を図って参ります。

2. 異動する子会社の概要

株式会社Five Line

3. 本株式取得の相手先の概要

眞鍋 日佐志（株式会社Five Line 代表取締役）

4. 本株式取得の方法

当社は、Five Line社の発行済株式の60%にあたる3,000株のうち、本自己株式処分により200百万円相当分を取得、差分を現金により取得し、これらによりFive Line社を子会社化する予定です。

5. 日程

取締役会決議日	2023年5月12日
契約締結日	2023年5月12日
株式譲渡実行日	2023年7月3日

II. 第三者割当による自己株式処分

1. 処分の概要

処分期日	2023年7月4日
処分株式数	109,400株
処分価額	1株につき1,828円
処分価額の総額	199,983,200円
処分又は割当方法	第三者割当
処分子定先	眞鍋 日佐志
その他	上記各号については金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届け出の効力発生を前提としております。

2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、Five Line社の株式取得の一環として実施するものであり、Five Line社のノウハウやスキルは当社にとって最適であり大きな潜在価値を認め、代表者の眞鍋 日佐志氏も引き続き経営に携わるという前提で、当社株式を現物出資で交付するという提案を交渉過程で行い合意いたしました。

当社は、本件買収に際して、当社保有の自己株式（平均取得価額798円）を有効活用し、財務上の影響を一定程度軽減することや、買収後の当社グループの企業価値の向上を目指す上で、本件買収会社の経営に引き続き眞鍋 日佐志氏が携わる上でのインセンティブ効果を含め総合的に検討した結果、本件買収会社の株主である眞鍋 日佐志氏に対して、当社普通株式を交付することとしました。

3. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先

眞鍋 日佐志 (株式会社Five Line 代表取締役)

(2) 処分予定先を選定した理由

前記「2. 処分の目的及び理由」をご参照ください。

4. 処分要項

処分する株式の種類及び数	普通株式109,400株
処分価額	1株につき1,828円
資金調達の額	199,983,200円
処分方法	第三者割当の方法によります。
処分予定先	氏名 眞鍋 日佐志 住所 大阪府大阪市西区 職業 株式会社Five Line (大阪府大阪市中央区南船場4-12-8) 代表取締役
申込期日	2023年7月4日
払込期日	2023年7月4日
その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

Ⅲ. 資金の借入 (予定)

1. 資金の借入の理由

Five Line社の株式取得のため、資金を調達するものであります。

2. 借入の概要

借入先	株式会社みずほ銀行
借入金額	340百万円
借入実行日	2023年6月
借入期間	5年
担保	無担保・無保証
備考	財務制限条項が付されております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,151	流 動 負 債	2,325
現金及び預金	1,738	買掛金	100
売掛金	1,134	1年内償還予定の社債	193
前払費用	72	1年内返済予定の長期借入金	689
その他	206	未払金	811
固 定 資 産	5,641	未払費用	22
有 形 固 定 資 産	310	資産除去債務	3
建物	205	未払法人税等	220
工具、器具及び備品	104	未払消費税等	124
無 形 固 定 資 産	186	前受金	37
ソフトウェア	186	返金負債	30
その他	0	その他	94
投資その他の資産	5,145	固 定 負 債	3,403
投資有価証券	209	社債	481
関係会社株式	4,577	長期借入金	2,823
関係会社長期貸付金	100	資産除去債務	98
敷金	132	負 債 合 計	5,728
繰延税金資産	62	(純 資 産 の 部)	
その他	63	株 主 資 本	2,788
繰 延 資 産	16	資本	944
社債発行費	16	資本剰余金	885
その他	0	資本準備金	885
		利益剰余金	1,758
		その他利益剰余金	1,758
		繰越利益剰余金	1,758
		自 己 株 式	△800
		評価・換算差額等	△1
		その他有価証券評価差額金	△1
		新 株 予 約 権	294
		純 資 産 合 計	3,081
資 産 合 計	8,810	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,810

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	6,644
売上原価	1,577
売上総利益	5,066
販売費及び一般管理費	4,251
営業利益	815
営業外収益	
助成金収入	8
受取手数	177
雑収入	3
その他	1
営業外費用	
支払利息	28
支払手数	31
その他	10
経常利益	934
特別利益	
助成金収入	15
その他	0
特別損失	
減損損失	61
固定資産除却損	18
投資有価証券評価損	31
事務所移転費用	23
新型コロナウイルス感染症関連損失	22
税引前当期純利益	794
法人税、住民税及び事業税	246
法人税等調整額	△20
当期純利益	569

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本							自株	己式	株資合	主本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資 準	備 本 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計	の 剰 余 金 計	剰 余 金 計				
2022年4月1日残高	934	875	875	1,189	1,189	△599	2,399				
当期変動額											
新株の発行	10	10	10	－	－	－	20				
当期純利益	－	－	－	569	569	－	569				
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△200	△200				
株式報酬	－	－	－	－	－	－	－				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－				
当期変動額合計	10	10	10	569	569	△200	389				
2023年3月31日残高	944	885	885	1,758	1,758	△800	2,788				

残高及び変動事由	評価・換算差額等	新 予 約 株 権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金		
2022年4月1日残高	－	240	2,639
当期変動額			
新株の発行	－	－	20
当期純利益	－	－	569
自己株式の取得	－	－	△200
株式報酬	－	54	54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1	△0	△1
当期変動額合計	△1	54	442
2023年3月31日残高	△1	294	3,081

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物…………… 3～15年

工具、器具及び備品…………… 3～10年

無形固定資産…………… 定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）…………… 5年（社内における利用可能期間）

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法で償却しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
該当事項はありません。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「支払報酬」(当事業年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 子会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
子会社株式	4,577

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は事業譲受及び子会社株式(以下、子会社株式等)の取得価額を決定するにあたり、当該事業又は子会社の経営者が作成した事業計画に基づき予測される将来キャッシュ・フローを基礎とし、ディスカウントキャッシュ・フロー法等の評価モデルを用い算定しています。

子会社株式の評価額については、当該子会社の超過収益力を加味しておりますが、この超過収益力の算定にあたり用いられる将来キャッシュ・フロー、割引率および長期成長率並びにその効果が及ぶ期間等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	68百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	288百万円
長期金銭債権	100百万円
短期金銭債務	103百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	135百万円
売上原価	3百万円
販売費及び一般管理費	107百万円
営業取引以外の取引高	155百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	1,002,159株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
資産調整勘定	31百万円
減損損失	10 //
資産除去債務	30 //
株式報酬費用	16 //
その他	50 //
繰延税金資産小計	141百万円
評価性引当額	△50 //
繰延税金資産合計	91百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△28百万円
繰延税金負債合計	△28 //
繰延税金資産純額	62百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	
子会社	就活会議(株)	東京都 新宿区	29	成約支援事業	(所有) 直接100.0%	
種類	会社等の名称	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	就活会議(株)	役員の兼任, 資金の貸付, 管理業務の受託等	資金の 貸付	—	関係会社 長期貸付金	100
			管理業務 の受託	85	未収入金	96
			ソフトウェア の製作	93	売掛金	131

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 250円44銭

1株当たり当期純利益 51円15銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

ポート株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 桐 山 武 志
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 池 田 宏 章

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ポート株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ポート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

後発事象に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2023年5月12日付で株式譲渡契約を締結し、2023年7月3日付で株式会社Five Lineの発行済株式の60%を取得する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

ポート株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員	公認会計士 桐 山 武 志
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 池 田 宏 章
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポート株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

後発事象に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2023年5月12日付で株式譲渡契約を締結し、2023年7月3日付で株式会社Five Lineの発行済株式の60%を取得する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実行しました。

①監査等委員会が定めた、監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

（尚、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。）

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組み並びに会社法施行規則第118号第5号イの留意した事項及び同号ロの判断並びにその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

ポート株式会社 監査等委員会

監査等委員 富岡大悟 ㊞

監査等委員 馬淵邦美 ㊞

監査等委員 大森愛久美 ㊞
(伊田愛久美)

(注) 監査等委員富岡大悟、馬淵邦美及び大森愛久美（伊田愛久美）は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の追加に伴う変更

当社及び当社グループの今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会を可能とするための変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」（以下「改正産競法」といいます。）が成立し、新たに上場会社に場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました（2021年6月16日施行）。多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化に資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、現行定款第13条第2項を新設するものであります。

なお、当社は、当該変更にあたり、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結のときをもって効力が発生するものいたします。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットによる情報提供、集客・マッチング業務 2. 求人、採用活動に関する支援業務 3. 人材募集に関するコンサルティング 4. 各種マーケティング、情報収集業務 5. コミュニティサイトの企画、運営 6. 各種広告媒体の企画、制作 7. 職業紹介事業 8. 労働者派遣事業 9. 有価証券の投資業務 (新設) <p>10. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットによる情報提供、集客・マッチング業務 2. 求人、採用活動に関する支援業務 3. 人材募集に関するコンサルティング 4. 各種マーケティング、情報収集業務 5. コミュニティサイトの企画、運営 6. 各種広告媒体の企画、制作 7. 職業紹介事業 8. 労働者派遣事業 9. 有価証券の投資業務 10. 宅地建物取引業 11. 不動産賃貸業 12. 再生可能エネルギー等による発電事業及び電気の供給、販売等に関する事業 13. 貸金業 14. 損害保険代理店業、生命保険の募集及び少額短期保険に関する業務 15. 前各号に附帯する一切の業務 <p>(招集) 第13条 (現行どおり)</p> <p>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

現取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名の選任をお願いいたしたいと存じま

す。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	かす が ひろ ふみ 春日博文 (1988年2月22日)	2011年4月	株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 設立 代表取締役社長 就任 (現任)	4,066千株
		2018年5月	一般社団法人テレメディーズ理事 就任	
		2020年7月	株式会社ドアーズ代表取締役 就任 (現任)	
		2021年7月	就活会議株式会社代表取締役 就任 (現任)	
		2022年1月	一般社団法人テレメディーズ理事 就任 (現任) 株式会社INE取締役 就任 (現任)	
	【取締役候補者とした理由】 当社の創業者として代表を務め、当社の成長に貢献してまいりました。これまでの経験及び実績並びに当社事業に関する幅広い知識を活かし、今後も当社の企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き取締役候補者としていたしました。			
2	まる やま ゆう ずけ 丸山侑祐 (1986年4月20日)	2009年4月	株式会社トライアンフ 入社	391千株
		2012年2月	KLab株式会社 入社	
		2013年1月	株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 入社	
		2013年3月	株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社)	
		2020年10月	取締役副社長 就任 (現任) 株式会社ドアーズ取締役 就任 (現任) 就活会議株式会社取締役 就任 (現任)	
	【取締役候補者とした理由】 長年に渡り、取締役副社長として代表取締役社長を補佐するとともに、当社の経営基盤構築及び強化に貢献してまいりました。また、2022年6月より取締役副社長CGO (チーフガバナンスオフィサー)として、取締役会議長及び各委員会 (指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会)の委員長としてコーポレートガバナンス強化に貢献しております。その豊富な経験及び実績と幅広い見識から、同氏が今後も当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

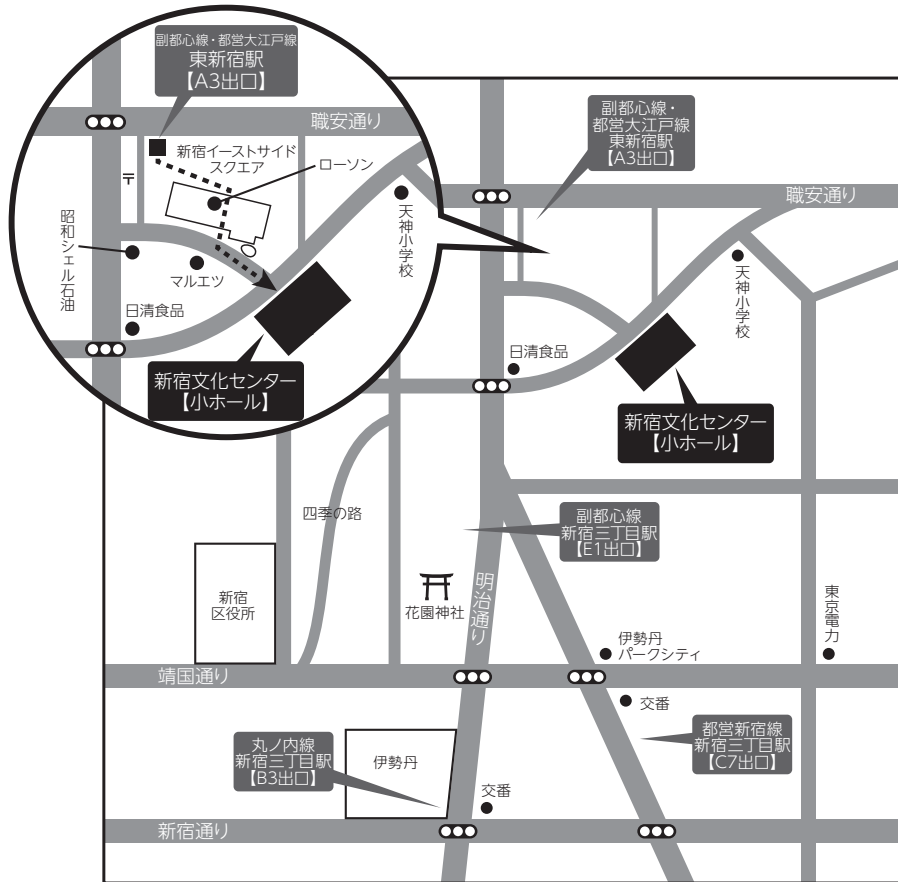
(監査等委員会の意見・各監査等委員の意見)

当委員会は、第2号議案で提案されている取締役候補者について、各候補者の指名委員会での審議・検討プロセス等に関して検討を行った結果、妥当であると判断いたしました。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
 新宿区立新宿文化センター 小ホール



- 交通案内 ●東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅……A3出口徒歩5分
 ●東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅……E1出口徒歩7分
 ●都営新宿線「新宿三丁目」駅……C7出口徒歩10分
 ●東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅……B3出口（伊勢丹前）徒歩11分

お願い 株主様用の駐車場をご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

